平成２１年（フ）第１３２号
北海道登別市柏木町４丁目33番地16　グリーンハイム202号室
債務者　三宅　　明
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高村　真人
4　破産債権の届出期間　平成22年１月18日まで
5　一般調査期間　平成22年２月２日から平成22年２月15日まで
6　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第５５５号
札幌市北区北18条西６丁目２番38―305号
債務者　河合　雅毅
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月９日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５５６号
札幌市北区北18条西６丁目２番38―305号
債務者　河合　純子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月９日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１４１号
北海道芦別市北６条西２丁目６番地の４
債務者　滝沢　　和
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大箸　信之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第９４５３号
大阪市西成区千本南１丁目16番８号プレミシス岸里1001号
債務者　髙島龍一こと　髙　　龍一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上　　将倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４６６号
大阪府松原市天美南５丁目16番18号
債務者　佐川　廣行
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上　　将倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３４８号
大阪市淀川区塚本４丁目16番56号
債務者　松宮貞子こと　朴　　貞妹
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新宅　正人
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第７４号
長野県上伊那郡箕輪町大字三日町482番地１
債務者　キョウデン事業協同組合
代表者清算人　長谷川洋二
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３１２０号
愛知県半田市亀崎北浦町３丁目13番地　ロイヤルコート半田１―606号室
債務者　山内　智博
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３２３号
名古屋市瑞穂区田光町３丁目23番地　メゾン大広203号
債務者　マルヤ興業こと　和田　直也
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４０８号
愛知県弥富市鯏浦町中六80番地　フラワーハイツＣ―201
債務者　浮邉　修子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４４１号
愛知県春日井市高森台10丁目２番地３　８号棟104号室
債務者　野道美津子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７４０号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1971番地１　プレステージ姫路妻鹿401
債務者　中地　珠子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８２２号
兵庫県姫路市安富町安志284―２長谷目枝里香方、住民票上の住所大阪府寝屋川市萱島東２丁目12番21号
債務者　岩崎　真子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８２７号
兵庫県加古川市東神吉町神吉313番地の７
債務者　井上　重喜
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８３３号
兵庫県加古川市尾上町池田624番地の106
債務者　菊池　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８５３号
兵庫県加古川市尾上町今福160番地の３リーベル加古川南209号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町稲屋507番地の６
債務者　片山　晃子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部